

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

第3回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 次第

令和2年10月26日（月）

1 開 会

2 議 題

(1) 金額調査審議

(2) その他

3 閉 会

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会
第3回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 資料

令和2年10月26日(月)

No.1 令和2年度 特定最低賃金改正状況

…P.343

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
神奈川県	A						
埼玉	A	951	954	3	R2.12.1		
千葉	A	951	954	3	R2.12.25		
大阪	A	965	966	1	R2.12.1		
愛知	A						
東京	A						
京都	B	936					
静岡	B	919	920	1	R2.12.21		
滋賀	B	914	917	3	R2.12.31	精密機械を含む	
栃木	B	910	913	3	R2.12.31		
山梨	B	913					
三重	B	905	906	1	R2.12.21		
兵庫	B	900	902	2	R2.12.1		
長野	B	892	894	2	R2.12.4	精密機械を含む	
茨城	B	901				精密機械を含む	
広島	B	895	897	2			
富山	B	849	851	2	R2.12.18		
福岡	C	926	927	1	R2.12.10		
新潟	C	908					
群馬	C	908	910	2	R2.12.24		
奈良	C	882	883	1			
岐阜	C	886	887	1	R2.12.21		
香川	C	883	886	3	R2.12.15		
徳島	C	885	888	3	R2.12.21		
北海道	C	894	895	1	R2.12.1		
山口	C	892	893	1	R2.12.15		
石川	C	868	870	2			
岡山	C	878					
福井	C	857					
宮城	C	862	864	2	R2.12.20		
愛媛	D	892	895	3			
山形	D	843	846	3			
福島	D	833	834	1	R2.12.17		
佐賀	D	836	839	3	R2.12.17		
秋田	D	833	836	3	R2.12.25		
青森	D	829	833	4	R2.12.21		
長崎	D	833	837	4	R2.12.20		
鳥取	D	807					
大分	D	832	835	3			
熊本	D	832	836	4			
岩手	D	818	820	2	R2.12.31		
島根	D	822	825	3	R2.11.21		
鹿児島	D	812					
宮崎	D	800	803	3	R2.12.25		

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	959	963	4	R2.12.1		
千葉	A						
愛知	A						
兵庫	B	901	903	2	R2.12.1		
栃木	B	909	912	3	R2.12.31		
福島	D	867	868	1	R2.12.20		
岩手	D	827	829	2	R2.12.31		